

東京都中央卸売市場淀橋市場関連事業者募集要項

東京都中央卸売市場淀橋市場関連事業者の募集について、東京都中央卸売市場条例（昭和 46 年 12 月 1 日東京都条例第 144 号。以下「条例」という。）、東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和 46 年 12 月 27 日東京都規則第 273 号）及び関連事業者の募集並びに関連事業者としての業務の適格性の調査及び審査に関する要綱（平成 6 年 9 月 26 日付 6 中管経第 342 号）に基づくほか、本要項に基づくものとします。

1 市場の名称及び位置

名 称 東京都中央卸売市場淀橋市場
位 置 東京都新宿区北新宿四丁目 2 番 1 号

2 募集する業務の種類及び事業者数

業務 物販・飲食業務
種類 飲食業
内容 飲食業
募集 1 業者

3 店舗の面積及び月額使用料

施設名	面積	適用使用料	月額使用料(税込)	備考
関連事業者営業所	32.5 m ²	関連事業者営業所	79,007 円	店舗
総合事務所棟 1 階 南(裏)側市場用地	0.5 m ²	市場用地 1	419 円	室外機
総合事務所棟 1 階 南(裏)側市場用地	0.6 m ²	市場用地 1	502 円	ボイラー
合 計		79,928 円		

* 市場施設の使用を開始する前に保証金 240,000 円を都に預託していただきます。（東京都中央卸売市場条例施行規則）

* 当該施設には前使用者の造作物として給排水設備及び空調設備等があり、それらを継承することを条件とします。

* 淀橋市場拡張整備事業により店舗を移転する際は、ご自身の負担により現使用場所の造作物(※)を撤去し、移転先店舗においては追加の造作工事が必要となります。
(※継承した造作物含む)

4 募集受付

(1) 受付期間

令和8年6月17日(水)～6月30日(火)

ただし土曜、日曜、祝日を除く

(2) 受付時間

受付期間の午前10時から午後3時まで

(3) 受付場所

東京都新宿区北新宿四丁目2番1号

東京都事務室(総合事務所棟4階)

※申込書様式は東京都事務室にて配布するほか、東京都中央卸売市場ホームページにも掲載しています。

5 応募手続

申込書に別紙1に掲げる書類を添付して提出してください。ただし、USB等によるデータ提出はできません。また、郵送その他配送による申込は不可とします。

また、書類に不足等があった場合、受け付けることはできません。加えて、提出後の書類の差替え又は修正は認めませんので、本要項の内容を十分にご確認の上、提出してください。

提出書類は審査結果の合否にかかわらず返却いたしません。

6 応募希望者説明会及び施設見学会

以下のとおり説明会を実施します。また、説明会后、募集対象店舗の施設見学会を実施します。

(1) 日時 令和8年6月17日(水) 午後1時

(2) 場所 東京都新宿区北新宿四丁目2番1号

東京都講堂(総合事務所棟4階)

7 資格要件

(1) 応募者が個人の場合

ア 業務資金を300万円以上有している者

イ 応募対象の業務経験を3年以上有している者

ウ 使用許可後6か月以内に法人化(応募者が法人の代表者とならなければならない。)に努めること。

エ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者

(ア) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(イ) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがな

くなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

- (ウ) 条例第 64 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により、市場施設の使用許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 - (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。
 - (オ) 暴力団員及び暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (カ) その業務活動について暴力団員及び暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。
- (2) 応募者が法人の場合
- ア 業務資金を300万円以上有している者
 - イ 応募対象の業務経験を3年以上有している者
 - ウ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者
 - (ア) 破産者で復権を得ないものであるとき。
 - (イ) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
 - (ウ) 条例第 64 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により、市場施設の使用許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 - (エ) 法人の業務を執行する役員が、暴力団員及び暴力団員等であるとき。
 - (オ) 暴力団員及び暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (カ) その業務活動について暴力団員及び暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

8 選考方法

応募者に対する選考は、次により行います。

(1) 書類審査

応募時の提出書類

(2) 面接

業務経験、応募動機、経営状況、経営姿勢、事業計画（実現性、将来性等）、市場に対する理解度等について、口述式により行います。

9 面接日時及び場所

- (1) 令和8年7月上旬 書面により通知します。

書類審査不合格者には通知しません。

(2) 場所 東京都新宿区北新宿四丁目2番1号
東京都講堂（総合事務所棟4階）

(3) 出席者 代表者1名のほか役員等1名の出席が可能です。（経営状況等を含む会社運営全般の質疑応答が可能な方の出席をお願いします。）

10 選考結果

応募者への合否の通知は、面接実施から2週間を目途に書面で行います。

11 その他

(1) 本募集において、淀橋市場の取扱品目である青果物を扱う業務については、施設の使用を許可することはできません。

(2) この選考により合格した者は、関連事業者として内定したものとします。ただし、内定者が提出した書類に虚偽があったとき又は誓約書に違反したときは、内定を取り消すことがあります。

(3) 条例に基づく市場施設の使用許可の手続は、施設の使用開始時までに変更して行います。使用許可の開始日は、内定者から提出された申請書類等に基づき、東京都で承認後速やかに通知します。

(4) 営業に必要な設備等は、条例等に基づく使用許可を受けた後に造作工事の申請に対する承認を受けた上で、内定者が自身の負担で用意する必要があります。必要な造作工事は内定者の造作申請図案に基づき、東京都の承認を経て施工することとします。

(5) ガス、水道等の利用に関しては、内定者自身で関係各所と契約を行う必要があります。

(6) 営業に必要な免許及び許可については次のとおりとします。

ア 食品衛生法に基づく営業許可や届出は、取扱品目、営業の形態により、食品衛生法に基づく営業許可の取得や届出が必要な場合があります。営業許可を取得する場合は、内定者自身が定められた施設基準に合致した造作をする必要があります。

イ 食品衛生法等の関係法令を遵守し、必要な措置を講じた上で営業を行う必要があります。

12 問合せ先

東京都新宿区北新宿四丁目2番1号
東京都中央卸売市場淀橋市場
電話03（3363）1428

別 紙

募集の申込用紙には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合

- ア 履歴書(別記第二号様式)
- イ 資産調書(別記第六号様式)
- ウ 住民票の写し(※1)
- エ 区市町村長の発行する身分証明書(※1)
- オ 印鑑証明書(※1)
- カ 当該事業開始の日以後2年間における事業計画書(別記第七号様式)
- キ 申請者の写真
- ケ 条例第43条第5項第2号及び第5号から第8号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面(別記第四十号様式)
- コ 金融機関発行の直近の残高証明書(※2)
- サ 直近の所得税を納税していることを確認できる書類
- シ 使用許可を受けた日から6か月以内に法人化に努める旨を誓約する書面

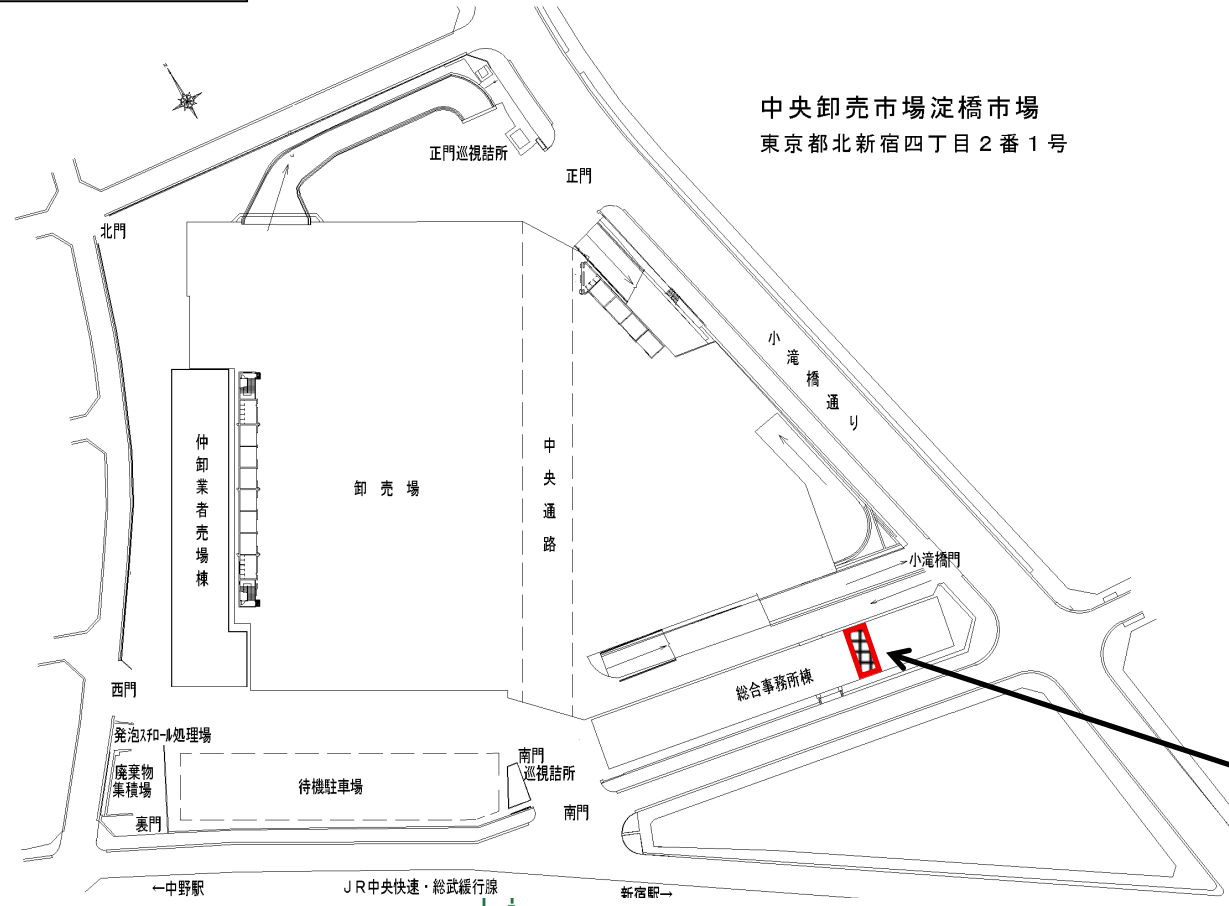
二 申請者が法人である場合

- ア 定款又は規約
- イ 登記事項証明書(※1)
- ウ 貸借対照表
- エ 損益計算書
- オ 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書(別記第七号様式)
- カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面(別記第九号様式)
- キ 役員名簿(別記第十号様式)
- ク 業務を執行する役員につき区市町村長が発行する身分証明書並びに代表者の履歴書(別記第二号様式)、写真及び印鑑証明書(※1)
- ケ 条例第43条第5項第2号及び第5号から第8号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面(別記第四十号様式)
- コ 金融機関発行の直近の残高証明書(※2)
- サ 直近の法人税の納税証明書(納税証明書「その1」を提出すること。)

(※1) 発行から起算して3か月以内のものを有効とする。

(※2) 申込日前1か月以内に発行されたものを有効とする。

場内図面 (配置図)



中央卸売市場淀橋市場
東京都北新宿四丁目2番1号

- 【募集施設】**
- ・ 関連事業者店舗 32.5 m²
 - ・ 室外機 0.5 m²
 - ・ ボイラー 0.6 m²

総合事務所棟1階平面図

